

ポーランド週報

(2024年3月7日～2024年3月13日)

令和6年(2024年)3月15日

H E A D L I N E S

政治

国家安全保障評議会の招集
欧州議会選挙実施期日の確定
妊娠中絶関連報道
アフターピル関連法案に関する大統領コメント
下院メディア・視聴覚政策小委員会委員長インタビュー記事
国営メディア関連報道
シコルスキ外相のワルシャワ大学イベント参加
レーレンシェフ外務次官の女性・平和・安全保障(WSP)及び国家行動計画(2024年から2029年)実施のための省庁間チーム会合参加
ドゥダ大統領とトウスク首相との同時訪米
米国製ミサイル等の購入
NATO加盟25周年に際したドゥダ大統領スピーチ
バルトシェフスキ外務副大臣とランバート米 국무省中国調整官兼 국무次官補代理との会談
NATO加盟25周年に関するジェチポスポリタ紙編集長の論考
シコルスキ外相、50名以上のポーランド大使を交代する決定を下す
英防空部隊のポーランド展開延長

治安等

農家による抗議活動中に暴力行為等を行った参加者に有罪判決
農家らが3月20日に過去最大規模の抗議活動を実施すると発表
米兵の運転するレンタカーが道路をそれて横転
6月から配車アプリのタクシー運転手にポーランドの運転免許証の所持を義務付け
農家がスロバキアとの国境におけるトラックの通行制限を計画
ワルシャワ市長が緊急事態に備えた「ワルシャワ保護計画」の立ち上げを発表
警察官が約1万6,000人不足

経済

財務大臣、キャピタルゲイン税の引き下げと長期預金に対する免税措置について提案
ポーランド財務省、食品の付加価値税0%税率は延長しないと発表
ユーロスタット統計、ポーランドの繁栄はEU平均の79%と発表
不動産価格の上昇継続
ポーランド・ウクライナ委員会、国境封鎖の解決策を模索
ポーランドの外国人タクシー運転手
ポーランド郵政公社が5,000人の人員削減へ
PGEの新経営陣
気候・環境省は産業省を巻き込み、気候戦略に関する作業を加速させる
Polenergia社の2つの柱
ドゥダ大統領、原子力発電所はポーランドの安全保障を確保すると強調
再生可能エネルギー源を中心とした水素に関する政策

【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。問合せ先大使館領事部 電話226965005 Fax 5006 各種証明書、在外投票、旅券・戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。

<p>大使館からのお知らせ 能登半島地震災害義援金について(ポーランド国内の口座開設) 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ 「たびレジ」への登録のお願い マイナンバーカード取得のお願い 有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて 旅券のオンライン申請等の開始について 大使館広報文化センター開館時間 文化行事・大使館関連行事</p>	
<p>在ポーランド日本国大使館 ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 http://www.pl.emb-japan.go.jp</p>	

政	治
内	政

国家安全保障評議会の招集【11日】

11日、ドゥダ大統領の招集により、国家安全保障会議が開かれ、ホウオヴニャ下院議長、キダヴァ＝ブウォンスカ上院議長、トウスク首相、コシニャク＝カミシュ副首相兼国防相、シコルスキ外相、ケルヴィンスキ内相、シェモニャク特務機関調整官、シェヴィエラ国家安全保障局(BBN)長官、パヴラク大統領府国際政策局長官などが出席した。ドゥダ大統領は、「ロシアの帝国主義が危険であることに疑いの余地は残っていない。NATOはレジリエンスを保ち、準備を整え、コミットメントを実行しなければならない。」と述べ、NATO加盟国が防衛費に当てるべき予算をGDP比2%から3%に増額すべきだと共に決定を下せるよう、米国をはじめとする同盟国やNATO事務局と協議を行っていく旨を表明した。

欧州議会選挙実施期日の確定【11日】

11日、ドゥダ大統領は、2024年6月9日を欧州議会選挙実施期日に定める政令に署名した。ポーランドでは、前回(2019年)よりも1議席多い53議席を巡って選挙戦が行われることになる。

妊娠中絶関連報道【11日】

11日、ジェチポスポリタ紙は、妊娠中絶を巡る問題は、早くても2025年大統領選挙までは10月15日連立政権内部の感情を煽る兆候が見られると報じた。同紙によれば、大統領府から送られてくるシグナルは、10月15日連立政権各党が議会に提出した妊娠中絶自由化法案がドゥダ大統領によって署名される可能性は低いことを示しているという。同紙曰く、「左派」は諦めておらず、ジェミャノヴィチ＝ボンク家族・労働・社会政策大臣は、現会期中に無料で妊娠

12週までの中絶をできるようにすると公約したほか、トウスク首相は最近、病院が正当な理由を挙げずに妊娠中絶の施術を拒否し、女性の生命と健康を脅かした場合、当該病院は国民健康基金(NFZ)と結んでいる契約を破棄されるようにすると発表した。同紙によれば、ホウオヴニャ下院議長は、すべての法案は第1読を通過すると指摘していることも報じた。

アフターピル関連法案に関する大統領コメント【13日】

13日、ドゥダ大統領は、未成年の女性が処方箋を持たずともアフターピルを調達できるようにする法案について問われ、「不健康かつ病的で子供たちにとって危険なルールを定めるようとする法案には署名しない。」と答えた。

下院メディア・視聴覚政策小委員会委員長インタビュー記事【13日】

13日、ジェニク・ガゼタ・プラヴナ紙は、ヴルベル下院メディア・視聴覚政策小委員会委員長のインタビュー記事を掲載した。同委員長は、下院メディア・視聴覚政策小委員会の主なタスクは新しいメディア法案などのマスコミ関連法案の策定であると述べた。同委員長によれば、同メディア法案では、主に国家ラジオ・テレビ協会(KRRiT)の非政治化と前政権が設置した国家メディア協会(RMN)の解体に焦点が当たるといふ。同委員長は同メディア法案の策定には半年はかかると認め、現在は専門家チームによって準備が進められていると付言した。同委員長曰く、メディアを所掌する文化・国家遺産省も貢献を果たす用意を整えており、公共メディアの資金調達モデルに関する議論が行われている。同委員長によ

れば、放送ライセンス料金という制度はもはや機能しなくなるという。

国営メディア関連報道【13日】

13日、ジェチポスポリタ紙は、現政権は専門家グループによって準備が進められている新しいメディア法案には関心を抱いていないと報じた。同紙コメン

テーターによれば、トウスク首相にとっての真のゴールは、公共メディアが極端に弱小なものとなるような状況に導き、いかなる政治家も公共メディアをかけて戦おうとは思わなくなるようにすることであるという。同コメンテーター曰く、ポーランド国営放送(TVP)が清算状態に置かれてからTVPの視聴者数は減っており、資金不足に陥っている。

外交・安全保障

シコルスキ外相のワルシャワ大学イベント参加【8日】

8日、シコルスキ外相は、ワルシャワ大学で開催された「ポーランドのNATO加盟25周年。もし同盟がなかったら？」という会議に参加した。シコルスキ外相によれば、ウクライナに侵略したことで、ロシアは文明的に西側の価値観を受容することができないことを示し、近隣諸国と平和的に共存することができない国家と定義された。シコルスキ外相は、「西側諸国は、創造的に定義された非対称なエスカレーションを実施すべきだ。」と述べた。また、シコルスキ外相は、「ウクライナにNATO軍が駐留することは、考えられないことではない。私はマクロン仏大統領のイニシアチブを評価する。なぜなら、同イニシアチブで示されているのは、プーチンこそが恐れているということであって、我々がプーチンを恐れているということではないからだ。」と述べた。

レーレンシェフ外務次官の女性・平和・安全保障(WSP)及び国家行動計画(2024年から2029年)実施のための省庁間チーム会合参加【11日】

11日、レーレンシェフ外務次官は、女性・平和・安全保障(WSP)及び国家行動計画(2024年から2029年)実施のための省庁間チーム会合に参加した。次官は、特に新たな安全保障上の課題に直面し、世界的に人権保護の状況が悪化している中で、紛争予防と平和構築の対策に女性を参加させることの重要性を強調した。会議の中で次官は、「女性・平和・安全保障(WSP)」の下でのコミットメント達成に向けた参加者の事前の取り組みに感謝し、すべての省庁と官憲がポーランド国内外でのアジェンダ推進に積極的に参加することを希望した。また、この会合では、2024年から2029年にかけてのアジェンダを実施するための国家行動計画の次のラウンドに関する作業が開始された。また、安全保障政策への女性の参画と官憲に占める女性の割合を増やすための方策や、在外公館・活動への女性の参加促進など、計画の今後の優先事項についても話し合われた。本計画を実施するもう一つの重要な側面は、紛争下において、女性とその権利を守るために行動することである。

ドゥダ大統領とトウスク首相との同時訪米【12日】

12日、ドゥダ大統領とトウスク首相は、同時に訪米

し、バイデン大統領との会談を行った。会談には、トウスク首相の一行として同行したシコルスキ外相も同席した。ドゥダ大統領は、「本日の訪問は、ポーランドと米国の戦略的関係を確認する重要なシグナルである。我々は、この戦略的関係をさらに強化したい。」と強調した。トウスク首相は、ロシアとの戦いにおける対ウクライナ支援の必要性など、ポーランドと米国は安全保障関連問題において共通の考えを有していると強調した。ドゥダ大統領は、バイデン大統領との会談に加えて、ジョージア州の A. W. ボーグル原子力発電所を視察するとともに、フォート・スチュワートの米陸軍第3歩兵師団を訪問した。

米国製ミサイル等の購入【12日】

12日、ポーランド首脳はホワイトハウス訪問に合わせて、ポーランド軍はF-35及びF-16戦闘機で使用される長距離巡航ミサイルJASSM821発、中距離空対空ミサイルAMRAAM745発、短距離空対空ミサイルサイドワインダー232発を調達することが明らかになった。また、ポーランド軍による攻撃ヘリコプターアパッチ96機購入のため、米国が20億ドルの融資を行う意向が発表された。

NATO加盟25周年に際したドゥダ大統領スピーチ【12日】

12日、ポーランドのNATO加盟25周年を迎えるにあたり、ドゥダ大統領が国民に向けて演説を行った。ドゥダ大統領は、「ポーランドのNATO加盟という理想は、最初から国内における政治論争の対象外とされ、右派から中道、そして左派まで、普遍的な支持を得てきた。ポーランドのNATO加盟は、ポーランドの最近の歴史における最大の業績の一つである。おかげで、今日の我々の祖国は安全であり、ポーランドのNATO加盟は我々国民の一致団結の象徴となっている。」と述べた。また、ドゥダ大統領は、「ポーランドは信頼の置けるかつ実績を上げてきた同盟国である。我々は軍の維持と近代化にGDP比4%の予算を充てており、NATO全体で割合的には最も高い数値となっている。」と強調し、「すべてのNATO加盟国が防衛費に充てる予算をGDP比2%から3%に増額すべきである。」と訴えかけた。

バルトシェフスキ外務副大臣とランバート米國務省中国調整官兼國務次官補代理との会談【12日】

12日、バルトシェフスキ外務副大臣は、ランバート米國務省中国調整官兼國務次官補代理と会談した。会談では、アジア大洋州地域におけるポーランドと米国の関与に焦点が当てられた。バルトシェフスキ副大臣は、ポーランドの対アジア大洋州政策の概要と目的を説明した。双方は、同地域が世界政治及び経済・技術開発においてますます重要性を増していることに同意した。また、ポーランドにとっても米国にとっても、中国が重要な国際パートナーであることが強調された。両者はそれぞれの政府を代表し、中国との建設的で安定した関係を維持する意志を表明した。

NATO加盟25周年に関するジェチポスポリタ紙編集長の論考【12日】

12日、ジェチポスポリタ紙は、フラボタ同紙編集長が執筆したポーランドのNATO加盟25周年に関する論考を掲載した。同編集長は、ポーランドのNATO・EU加盟は明らかかつ自然なものに思え、国民的なコンセンサス以上の何かが存在すると述べ、まさにNATO・EU加盟こそがポーランドの国家としての存在にとって揺るぎない基盤を成すという事実を真剣に疑う者は誰もいないと語った。また、同編集長は、ロシアによるウクライナ侵略に伴いポーランドの東方国境の向こう側で起きている戦争によって、同盟を結ぶことがどれくらい重要であり、政治的に孤立する

ことがいかに危険であるかが如実に示されたと分析した。さらに、同編集長は、ポーランドのNATO加盟はすべてを変える地政学的な革命であったと述べ、同時に、ポーランド人の次の世代のために快適な平和と安全を確保するために積極的に安全保障に配慮していかなければならないことを地政学的な現実が我々に教えている、と結論付けた。

シコルスキ外相、50名以上のポーランド大使を交代する決定を下す【13日】

13日、シコルスキ外相が、50名以上のポーランド大使の任務を打ち切り、前政権によって推薦を受け、赴任の承認を待っていた十数人の大使候補者を取り下げることを選定した、と外務省は発表した。ガゼタ・ヴィボルチャ紙によれば、大統領府は外務省が提案した大使候補者リストに同意しておらず、ドゥダ大統領は米国、国連、NATO、仏などにおける大使人事に大きな影響力を持ちたいと考えているようである。

英防空部隊のポーランド展開延長【13日】

13日、コシニャク＝カミシュ国防大臣は、「ドラゴン24」演習へ参加中の英部隊を視察するためポーランドを訪問したシャップス英国防大臣と懇談し、英国の防空ミサイル「スカイセイバー」の部隊のポーランドへの展開が今年末まで延長されたことを明らかにした。

治 安 等

農家らによる抗議活動中に暴力行為等を行った参加者に有罪判決【7日】

7日、ワルシャワ市警察本部は、X(旧ツイッター)において、3月6日に農家らによって行われた抗議活動中に暴力行為等を行った参加者2人に有罪判決が下されたことを明らかにした。そのほかにも、抗議活動中に拘束された者のうち14人が起訴された。

警察本部によると、デモ参加者の大多数は平和的に意見を表明したが、一部の参加者が、器物を損壊したり、国会議事堂の敷地に不法に侵入したりした。抗議デモの間、14人の警察官が負傷した。

農家らが3月20日に過去最大規模の抗議活動を実施すると発表【9日】

9日、農家による抗議活動の主催者の一人とされるトマシュ・オブシャンスキ氏は、3月20日に全土で過去最大規模の抗議活動を実施すると発表した。この抗議活動は、3月9日にトウスク首相と同主催者の間で協議が行われたが、農家側の要求について合意に至らなかったことを受けてのものである。

同氏は、「3月20日にはポーランド全土が停止状態になる。子どもたちは学校に行けなくなり、人々は仕事に行けなくなる。抗議活動は、午前10時から午

後7時まで続くことになるだろう。」と述べた。

米兵の運転するレンタカーが道路をそれて横転【9日】

9日深夜、西部ルブスキエ県ノボグルト・ポブジャンスキ町で、車が道路を外れて民家の敷地に横転し、コンクリート壁等が損壊する事故が発生した。運転手の米兵は車を放棄して逃走したが、10日に警察に逮捕された。負傷者はなかった。

警察によると、車はドイツで登録されたレンタカーであった。犯人の米兵には、5,000ズロチの罰金が科された。

6月から配車アプリのタクシー運転手にポーランドの運転免許証の所持が義務付け【10日】

10日付 TVP Info によると、Uber 等配車アプリを通じて輸送サービスを提供する運転手は、新法が施行される本年6月からポーランドの運転免許証の所持が義務づけられる。この法律は、タクシーの乗客の安全性を向上するため、2023年5月に可決された。

配車アプリのタクシー運転手は、ほとんどがポーランド国籍を持たないウクライナ人等外国人とされ、運転免許証の取得には少なくとも6か月間の滞在が必要とされることなどから、多くの大都市で6月以降、

配車アプリのタクシー運転手が不足し、タクシー料金が値上がりする可能性がある。

農家がスロバキアとの国境におけるトラックの通行制限を計画【13日】

13日、農家らは、3月15日から3月末までの間、南部マウオポルスキエ県ヒズネ(Chyzne)町にあるスロバキアとの国境検問所付近におけるトラックの通行を制限する計画を発表した。この抗議活動は、ウクライナからの農産物の輸入やEUの環境規制に反対するゼネラルストライキの一環である。

農家らは、3月15日午前10時に同検問所の位置する国道7号線に集合し、トラクター等で同検問所に向かう。検問所では1時間に1台のトラックのみ通過させる形で通行を制限する。乗用車、自転車、歩行者等については通行を制限しない。この計画は、既にヤブウォンカの地方当局に申請されている。

ワルシャワ市長が緊急事態に備えた「ワルシャワ保護計画」の立ち上げを発表【13日】

13日、ワルシャワ市長は、あらゆる不測の事態に備えるため、防空壕、緊急用の水道・電力の供給手段の拡大、住民向けの安全訓練等を行う予算1億1,700万ズロチ(2,700万ユーロ相当)の「ワルシャワ保護計画」を立ち上げることを発表した。市長は、ポーランドは安全であるとしつつも、「民間防衛という点で何もしてこなかった前政府の怠慢を考えると、責任のある我々が準備を進め行かなければならない」と述べた。記者会見には、カミシュ国防大臣も参加し

た。

市長によると、次の予算議会において、今後数年間であらゆる事態に備えるための投資を行えるよう、1億1,700万ズロチの予算が割り当てられる。計画では、既存の給水網から独立した給水口、給水車、非常用電源等を拡大し、これらを備える倉庫の建設やこれらが提供される避難所の指定も行われる。また、ワルシャワ市の住民の安全性を向上するため、教育週間を設け、応急処置などの訓練を行うことも計画されている。

警察官が約1万6,000人不足【13日】

13日、ガゼタ・プラヴナ紙は、全国で約1万6,000人の警察官が不足していることを報じた。3月初旬現在、警察の定員10万8,909人のうち、約15%にあたる16,272人が欠員となっている。

警察官の給与が低いことが欠員の生じる主な要因とされ、初任給は手取りで約3,500ズロチとなっており、これは全国平均の最低賃金よりも300ズロチ低い。こうした状況を改善するため、警察官、消防士、国境警備隊員等の給与に関する規則が修正され、2024年1月1日から平均で給料が20%上昇することとなった。

欠員を改善するためには、採用試験の簡素化が必要との指摘もある。現在の試験では、心理テストで39%、体力試験で25%が不合格となっているため、これらを簡素化し、意欲ある応募者をより多く採用することも必要とされる。

経 済

経済政策

財務大臣、キャピタルゲイン税の引き下げと長期預金に対する免税措置について提案【11日】

ドマンスキ財務大臣はインタビューの中で、ポーランドの資本市場に関する計画として、キャピタルゲイン税の引き下げと、長期預金に対する免税措置について提案した。免除は1年を超える預金からの所得に適用され、10万ズロチに中央銀行の預金金利を乗じて計算される。また、株式、債券、TFIへの投資についても同様に計算された金額が免除される。同大臣はまた、不動産投資信託(REIT)の導入や上場投資信託(ETF)の変更といった構想についても言及した。

配当課税の変更の可能性についての質問に対し、大臣は、投資を促進するために、時価総額を促進し、上場企業の法人所得税(CIT)を引き下げる可能性があるとの意向を表明した。従業員キャピタル・プラン(PPK)とオープン年金基金(OFE)については、現在の制度が加入者にとって有益であるとして、機能変更の計画は言及されなかった。大臣は、株式市場への参入を促進するための規制変更の必要性を認

めた。しかし、具体的な取り組みはワルシャワ証券取引所(GPW)の新社長との調整次第となる。

ポーランド財務省、食品の付加価値税0%税率は延長しないと発表【12日】

ポーランド財務省は12日、食品の付加価値税(VAT)0%税率は、インフレが緩和する3月以降は延長されないと発表した。

「最新のインフレ率と、暫定的な付加価値税0%の対象となる基本的な食料品の価格動向の予測を考慮し、財務省は2024年3月31日以降、基本的な食料品に対する付加価値税の定期的な引き下げを延長しないと決定した」と同省は声明で発表した。

ポーランドのドナルド・トゥスク首相は先週、以前食品に適用されていた5%のVAT税率に戻ることを排除しないと述べた。

食料品に対するVAT軽減税率は、年間消費者物価指数のインフレ率が前月比9.2%に達した後の2022年2月から実施されている。インフレ率のピークは2023年2月の18.6%で、その後今年1月には3.

9%まで低下し、2021年3月以来の低水準となった。

マクロ経済動向・統計

ユーロスタット統計、ポーランドの繁栄はEU平均の79%と発表【11日】

2004年5月に欧州連合(EU)に加盟して以来、ポーランドは裕福な西側諸国に追いつきつつあり、現在の豊かさは79%に達している(加盟前は50%)。この進歩はどの地域でも顕著で、豊かさの指標は少なくとも40%向上している。EU資金は地域格差縮小

に寄与しているが、人口規模や投資規模などの要因により、他地域よりも恩恵を受けている地域もある。専門家は、ポーランドの発展は主にEU資金の注入によってもたらされ、インフラの改善や生活水準の向上につながっているが、地域間の経済格差は依然として残っていると指摘する。

ポーランド産業動向

不動産価格の上昇継続【8日】

Otodom Analytics社の最新データによると、2024年2月、ポーランドの主要7都市で計4,600戸の新築マンションが販売され、前月比9%増、前年同月比17%増となった。また、不動産価格は上昇を続けており、先月の1平方メートル当たりの平均価格はワルシャワで16,500ズロチ、グダンスクで15,100ズロチ、クラクフで15,000ズロチを上回った。ワルシャワやクラクフでは供給が需要を下回り続けている。また、ウッチも顕著な伸びを示し、10,000ズロチを超えた。

ポーランド・ウクライナ委員会、国境封鎖の解決策を模索【11日】

ポーランドとウクライナの政府間委員会は、ポーランドとウクライナの国境における封鎖問題を解決するための方策を準備していると述べた。同委員会は月曜日、ウクライナ西部の都市リヴィウで協議を行った。

ポーランドでは昨年11月から国境封鎖が行われている。まず、ポーランドの運送業者がポーランドとウクライナの国境を封鎖し始め、ウクライナの同業者がEU域内で運送の仕事に就くことで自分たちのビジネスを圧迫していると訴えた。その後、安価なウクライナの農産物が地元市場に損害を与えているとする農家たちも加わった。トラック運転手たちはその後抗議を中断したが、農家たちのデモは激化しており、最近ワルシャワでは2つの大規模な抗議デモが行われた。

ポーランドの開発・技術大臣でポーランド代表団の議長を務めるクシシュトフ・ヘトマン氏は、リヴィウでの会合後、「委員会は農産物貿易に関する難しいテーマについて話し合ったが、これは双方の並々ならぬ理解のもとに行われた。また、可能な解決策についても話し合ったが、これは実現に非常に近いものであり、近い将来、この話し合いの結果を発表できるだろう」と述べた。次回の政府間委員会は28日にワルシャワで開催されるという。

ウクライナ代表団の団長を務めるイリナ・ヴェレシュチュク副首相兼一時占領地再統合大臣は、「私

たちの委員会は、私たちが効果的に働き、合意し、困難な問題を議論することができる例です」と報道声明で述べた。

ポーランドの農業・農村開発大臣であるチェスワフ・シェケルスキ氏によると、今回の協議は、とりわけ農業市場に関するものであった。「我々は、(ポーランドへの)過剰なウクライナ製品の流入を制限する一定の規制を導入したいと考えているが、同時に、国境通過を解消できるよう、農家に抗議を解除する機会を与えたい」と彼は述べた。

2005年に設立されたポーランド・ウクライナ経済協力政府間委員会は、これまでに8回の会合を開いている。

ポーランドの外国人タクシー運転手【12日】

ポーランドのタクシー市場において、パンデミックによる運転手不足は、主にウクライナ、ベラルーシ、ジョージア出身の外国人運転手によって補われ、対処されていたが、6月から適用される新しい規制により、運転手が不足し、待ち時間が長くなる可能性が予想されている。当該規制変更は、運転手の身元を確認することで乗客の安全性を高めることを目的としているが、運転免許証の交換に時間がかかること、大使館からの返答がないこと、追加費用がかかること、手続きが複雑であることなど、多くの外国人運転手に難題を突きつけている。タクシー市場はポーランドの重要な産業であり、6.5万人の運転手を雇用し、年間3.5億~4億ズロチの税金と手数料で貢献している。

ポーランド郵政公社が5,000人の人員削減へ【13日】

当地ジェチポスポリタ紙によると、ポーランド郵政公社は今年5,000人の雇用削減を予定している。同社のミコシュCEO代行は、人件費と資材の高騰や値上げ幅の制限により、同社にとって深刻な財務上の問題が生じており、特に財務流動性の確保という点で問題があると述べている。同氏は最低賃金の引き上げは年間約5.5億ズロチの追加コストを意味し、

これは同社の総予算の約10%に相当すると指摘している。

エネルギー・環境

PGEの新経営陣【8日】

国営電力会社PGEの監査役会は、3月18日付でダリウシュ・マジェツ氏(元PGE開発担当副社長)が新社長に就任することを決定した。彼は元政府高官(2004~2005年、財務省次官)として政治的要件を満たしており、同時にビジネス経験(石油化学企業ユニペトロール、会計事務所のKPMG、PwC、アーサー・アンダーセン・ポーランド)もある。PGEでは、会社の将来に関わる多くの課題に直面するだろう。彼の副社長であるマルチン・ラスコフスキ氏は、長年にわたり電力エネルギー部門に携わってきた。

PGE新社長には、前経営委員会の脱炭素化イニシアチブの多くを完了させることが課される。暖房部門を含む石炭からの完全撤退を前提とした、中断中の2030年までのPGE戦略の更新の運命が決定的になる。同戦略はまた、2040年のゼロエミッションも想定している。新経営委員会は、独自の戦略を決定する可能性があるが、エネルギー会社からの分離を準備していた石炭火力発電所がどうなるかを規定する必要がある。アナリストたちは、国家エネルギー安全保障庁(NABE)の設立を含むモデルは過去のものとなり、エネルギー転換の新しいコンセプトはまだ知られていないと強調している。

気候・環境省は産業省を巻き込み、気候戦略に関する作業を加速させる【11日】

5月初旬、気候・環境省は国家エネルギー・気候計画(KPEiK)の草案を公開協議にかける。ポーランド2050党のパウリナ・ヘンニグ＝クロスカ気候・環境大臣は、第2四半期末までには欧州委員会に提出したいと記者団に語った。同省はすでに基本シナリオ(WEM)を作成しており、現在、高い野心シナリオ(WAM)の作成が進行中である。気候・環境省は、市民連立(KO)に近い産業省のマジェナ・チャルネツカ産業大臣と綿密な協議を行っており、次の会合が予定されている。これは、農家や鉱業者が反対する可能性のある戦略の全権を気候・環境省に委ねることをKOが恐れていることを意味する。

Polenergia社の2つの柱【12日】

ポーランドの民間電力会社Polenergia社は取締役社長にイエジ・ザン氏、副社長にフィリプ・ヴォイ

チェホフスキ氏を迎えた新経営陣のもと、電気自動車やグリーン水素製造など、他の分野での活動も継続するものの、安定的かつ収益性の高い2つの柱、すなわち陸上発電施設と洋上発電施設に事業を集中させる。ヴォイチェホフスキ氏が述べたように、陸上では風力発電所と太陽光発電所を展開し、洋上では北欧最大のエネルギー企業であるノルウェーのエクイノール社と提携してバルト海に3つの巨大な風力発電所を展開する計画だ。

ドゥダ大統領、原子力発電所はポーランドの安全保障を確保すると協調【13日】

12日、アンジェイ・ドゥダ大統領は、米国ジョージア州のボーグル原子力発電所を訪問し、そこで稼働しているウェスチングハウス社の最新鋭原子炉は、故障に対する複数の安全装置を備えており、完全に安全であると強調した。さらにドゥダ大統領は、米国に本社を置くウェスチングハウス社が、ポーランド初の原子力発電所に同じ最新鋭の AP1000 型原子炉を設置することを喜ばしく思うと付け加えた。大統領はまた、原子力発電所の建設はポーランドのエネルギー安全保障を確保し、EUの気候政策の目的を達成するものであると強調した。

再生可能エネルギー源を中心とした水素に関する政策【13日】

気候・環境省は、2030年までに再生可能エネルギー源を中心とした水素に関する政策を加速させることを目指している。現在、多くの水素は天然ガスから製造され、CO2を排出するグレー水素である。同省は、低排出かつ再生可能エネルギーによって製造される水素を優先させるため、エネルギー等に関する法律を改正する予定である。目標は、2030年までに2GWの水素製造能力を有し、ポーランドの都市で1,000台の水素バスを運行させることである。国家復興計画の下でポーランド政策投資銀行(BGK)が創設する水素基金からの資金援助により、水素インフラへの投資が促進される。特に化学産業や食品産業などの企業には、グリーン水素製造のための電解槽への投資が奨励されている。

能登半島地震災害義援金について(ポーランド国内の口座開設)

令和6年(2024年)1月1日に発生した能登地方を震源とする地震で被災された方々を支援するための災害義援金について、ポーランド国内の口座についても開設しているところ、下記のとおりお知らせいたします。

1 ズロチ口座

銀行名: BANK POLSKA KASA OPIEKI SPÓŁKA AKCYJNA
住所 : ul. Żubra 1, 01-066 Warszawa
口座名: AMBASADA JAPONII
ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa
口座番号: 02 1240 6292 1111 0011 3418 0435

2 ユーロ口座

銀行名: BANK POLSKA KASA OPIEKI SPÓŁKA AKCYJNA
住所 : ul. Żubra 1, 01-066 Warszawa
口座名: AMBASADA JAPONII
ul. Szwoleżerów 8, 00-464 Warszawa
口座番号: 91 1240 6292 1978 0011 3418 0103

(注1)上記の口座に振り込みいただいた義援金につきましては、取りまとめの上、日本政府宛に送金された後、被災者に分配されることとなります。

また、特に御希望がある場合には日本赤十字社宛に送金することも可能です。その場合は、送金情報の備考欄に「To Japanese Red Cross Society」と記載してください(記載がない場合には、日本政府宛として受け付けます。)

(注2)被災地の各地方公共団体においても、義援金受入口座を開設しておりますので、各地方公共団体のHPを御確認ください。

なお、石川県の災害義援金情報は以下のリンクにより御確認ください。

<https://www.pref.ishikawa.lg.jp/suitou/gienkinr0601.html>

長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から(1)最終滞在予定国の有効な滞在許可証、(2)ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証(ナショナル・ビザ)、又は(3)同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生しておりませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

(注):シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国(2020年6月現在):26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」(ISIL)の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

- 1 外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。
- 2 以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。
観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設(特に軍、警察、治安関係施設)等。
- 3 上記2の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにその場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。
- 4 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。
- 5 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

テロ・誘拐対策に関しては、以下も併せて参照してください。

- (1)パンフレット「海外へ進出する日本人・企業のための爆弾テロ対策 Q & A」
(パンフレットは、https://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_03.html に掲載。)
 - (2)パンフレット「海外旅行のテロ・誘拐対策」
(パンフレットは、http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph_10.html に掲載。)
 - (3)ゴルゴ 13 の中堅・中小企業向け海外安全対策マニュアル
(マニュアルは、http://www.anzen.mofa.go.jp/anzen_info/golgo13xgaimusho.html に掲載)
- 6 テロの種類別留意事項は以下のとおりです。

【車両突入型テロ】

- ガードレールや街灯などの遮へい物がない歩道などでは危険が増すことを認識する。
- 歩道を歩く際はできるだけ道路側から離れて歩く。

【爆弾、銃器を用いたテロ】

- 爆発や銃撃の音を聞いたら、その場に伏せるなど直ちに低い姿勢をとり、頑丈なものの陰に隠れる。
- 周囲を確認し、可能であれば、銃撃音等から離れるよう、低い姿勢を保ちつつ速やかに安全なところに退避する。閉鎖空間の場合、出入口に殺到すると将棋倒しなどの二次的な被害に遭うこともあるため、注意が必要。
- 爆発は複数回発生する可能性があるため、爆発後に様子を見に行かない。

【刃物を用いたテロ】

- 犯人との距離を取る。周囲にある物を使って攻撃から身を守る。

【イベント会場、空港等の屋内でのテロ】

- 不測の事態の発生を念頭に、出入口や非常口、避難の際の経路等についてあらかじめ入念に確認する。
- 会場への出入りに際しては、混雑のピークを外し、人混みを避ける。
- セキュリティが確保されていない会場の外側や出入口付近は危険であり、こうした場所での人混みや行列は避けるようにする。空港等では、人の立入りが容易な受付カウンター付近に不必要に近寄ったり長居したりすることはせず、セキュリティ・ゲートを速やかに通過する。
- 二次被害を防ぐため、周囲がパニック状態になっても冷静に行動するよう努める。

孤独・孤立及びそれに付随する問題でお悩みの方へ

外務省では、2021年7月から、日本のNPO5団体と連携し、在外邦人の皆様がNPO団体にチャットやSNSを通じて直接相談することを支援する取り組みを開始しました。下記リンク先よりNPO5団体の取組などが紹介されておりますので、ご関心のある方は是非ご活用下さい。

(外務省海外安全HP) <https://www.anzen.mofa.go.jp/life/info20210707.html>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引越、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年から一部の医療機関で健康保険証としても使えるようになっています。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

有効期間10年の旅券の発給申請可能年齢等の引き下げについて

成年年齢が20歳から18歳に引き下がる民法の改正（平成30年）に伴い、旅券法の一部改正を行ったことにより、令和4年4月1日以降、有効期間が10年の旅券の申請可能な年齢及び、旅券発給申請に当たり親権者の同意が不要となる年齢が18歳以上となります。

旅券のオンライン申請等の開始について

2023年3月27日から旅券の申請手続きをオンラインで行うことができるようになりました。オンライン申請を行っていただければ、在外公館に来館する必要はなくなりますので、是非ご活用下さい。オンライン申請を行うためには、スマートフォンへの在留邦人用旅券申請アプリのインストールやオンライン在留届（ORRネット）への登録が必要となります。なお、新規旅券の受取は、引き続き当館に来ていただく必要がありますのでご留意下さい。

詳細：<https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100484349.pdf>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間

平日 9:00 - 12:30及び13:30 - 17:00

問合せ先：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

文化行事・大使館関連行事

【開催中】 展覧会「歌川広重」【2023年11月17日（金）～2024年5月5日（日）】

クラクフ市の日本美術技術博物館Mangghaにて、展覧会「歌川広重」が開催中です。歌川広重の作品を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所：Muzeum Sztuki i Techniki Japońskiej Manggha, Kraków

【予定】 日本文化講座「日本は異文化に対してどのように向き合ってきたのか」【3月19日（火）17:30～】

在ポーランド日本大使館広報文化センターにて、日本近代史がご専門のワルシャワ大学東洋学科エヴァ・

パワシュ・ルトコフスカ教授による文化講座「日本は異文化に対してどのように向き合ってきたのか」が開催されます。講義言語はポーランド語で、入場無料です。座席に限りがありますので、参加ご希望の方は事前にご連絡ください。

開催場所：在ポーランド日本大使館広報文化センター（電話：22-584-7300、Eメール：info-cul@wr.mofa.go.jp、住所：Al. Ujazdowskie 51, Warszawa）

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。（営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。）

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス(newsmail@wr.mofa.go.jp)